

足寄町農業委員会
第5回総会会議録

自 令和7年7月18日

至 令和7年7月18日

足寄町農業委員会

令和7年7月18日 第5回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後1時45分

1 出席委員

1番 伊藤 力	2番 兼古 照夫	3番 上妻 良一
4番 佐藤 伸哉	5番 餌取 靖徳	6番 人見 華代
7番 遠國 和宏	8番 大平 哲信	9番 葛西 香織
10番 (欠番)	11番 宮口 孝治	

2 欠席委員

12番 松田 博幸

3 議事に参与するもの

事務局 長 加藤 勝廣
総務 主査 餌取 秀和
主任 小尾 直一

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について
- 日程第 5 議案第3号 土地の現況証明書下付について

第5回農業委員会総会

令和7年7月18日

開会 午後1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和7年度第5回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、会長欠席のほか全員の出席です。会長欠席のため足寄町農業委員会会議規則第16条により代理が議長となります。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、7番遠國和宏委員、8番大平哲信委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第5条の規定による許可申請について、一般社団法人北海道農業会議へ意見聴取したく、ご審議をお願いするものです。

土地所有者、転用者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1992番です。

地目につきましては、公簿は雑種地、現況は畑です。

面積につきましては、18,661㎡です。

転用の目的・理由・内容ですが、現在、使用している管理型産業廃棄物処分場は、受入を10年間の埋め立て完了計画で運用してきましたが、管内及び管外からの受入れも行っているため、約8～9年で埋め立てを完了する見込みとなり、他に代替地を探すも無く、砂利採取跡地で森林区域外である隣接した同土地を事務所及びトラックスケールの利用を含めた作業効率を図るため取得するとしています。

なお、令和7年7月9日に現地調査を行い、議案資料のとおり、農地転用許可における立地基準・一般基準について、許可基準に適合していることから、本許可申請は問題なく、不許可にする理由はないと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。

6番人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、7月9日、私と兼古委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)を定めるべき旨の要請」についてを議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)を定めるべき旨の要請について、ご説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地利用集積等促進計画(案)に定める農用地等の内容を、公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します

こちらは、農地売買等事業による即売りタイプについてです。

上段が農地中間管理機構による買い入れ、下段が同機構による売り渡しとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町螺湾57番地4ほか10筆、計11筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、原野、現況は畑です。

面積につきましては、117,844㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係

ですが、普通畑等を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円で、10アール当たり

円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、地域計画区域内の農用地であるため、農業経営基盤強化促進法第21条に基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等をおこなうものです。

受け手は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この売買は適法と判断しました。

2番を説明します

こちらも、農地売買等事業による即売りタイプについてです。

上段が農地中間管理機構による買い入れ、下段が同機構による売り渡しとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町螺湾56番地13ほか9筆、計10筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、現況は畑です。

面積につきましては、78,436㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑等を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円で、10アール当たり

円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、地域計画区域内の農用地であるため、農業経営基盤強化促進法第21条に基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等をおこなうものです。

受け手は、農地中間管理事業の推進に関

する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。
(全員「質疑なし」の声)

議案第2号の1番から2番につきましては、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおり認可申請されれば、会長専決により即日公告をおこないます。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町共栄町179番1、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

2番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町喜登牛800番、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほ

ど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。6番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、7月9日、私と兼古委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、山林原野等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細につきましては、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。
(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和7年度第5回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時 45分 閉会

議 長

松田 博幸

農業委員

遠国 和宏

農業委員

大平 哲信